令和８年度清瀬市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

１　目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、清瀬市（以下「市」という。）が令和８年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

２　適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

３　調達する物品等

市が契約によって調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

４　調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の施設等のうち、物品等の調達可能な施設等とする。

(1)　障害者支援施設
(2)　地域活動支援センター
(3)　障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
(4)　障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
(5)　障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
(6)　障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
(7)　在宅就業障害者
(8)　在宅就業支援団体

5　物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6　物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取り組みの支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア　物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ　物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ　物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ　物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達においては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

7　その他

各課（局、館、室、センター）は本方針に基づき、物品等の調達の実績について、年度終了後に報告するものとする。各課（局、館、室、センター）から報告のあった調達の実績については、その概要を取りまとめ、公表するものとする。